

## 第 51 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 12 日（木）10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- （部 会 長） 川崎茂
- （委 員） 河井啓希、西郷浩
- （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
- （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか
- （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

## 4 議 題 工業統計調査の変更について

## 5 概 要

- 事務局から、諮問の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って、審議が行われた。
- 変更事項のうち、「実施期日」、「調査事項－1【消費税の取扱い】」、「調査事項－2【労働者区分】」については、変更内容について、おおむね適当とされた。なお、「労働者区分」については、産業別に結果の変動幅を見た場合、よりばらつきがあるのではないかという指摘が委員より出され、次回部会において調査実施者よりデータを示すこととされた。  
また、当該変更事項に関連し、「出向・派遣受入者数」の把握方法における経済センサス－活動調査との整合性の確保について議論が行われ、この点については、将来に向けた課題の一つとの整理がなされた。
- 「調査事項－3」のうち、「臨時雇用者男女別内訳の削除」については、方向性はおおむね適当とされたものの、削除を適当とする根拠の整理が必要との指摘があったことから、次回部会において再確認することとされた。
- 「調査事項－3」のうち、「リース契約額等の削除」については、有形固定資産の金額の推移など追加資料を作成の上、次回部会において引き続き審議することとされた。
- 「調査事項－3」のうち、「品目別製造品在庫額の削除」については、これまでの調査における記入状況及び産業連関表における品目別在庫純増の推計方法を整理した資料を作成の上、次回部会において引き続き審議することとされた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

## (1) 実施期日

- ・ 経済センサス－活動調査との実施期日と整合を取るとともに、実査上の問題点も考慮すると、実施期日の変更は妥当と考えるが、公表時期については確認が必要と考える。
- ・ 比較的規模の大きな事業所において、提出が遅れている事例があるとの説明があった

が、今回の変更により、調査の公表時期への好影響や結果精度の向上といったことも見込まれるのではないかと。

⇒ 従前の調査実施期日では、決算時期の関係で、調査対象年の前年のデータを報告される可能性があり、調査実施者は、審査において相当の対応をされていると聞いている。今回の変更は、こういった業務の軽減にもつながるとともに、迅速な調査票の回収にも資するものと考えており、速報値と確報値の間にある乖離の縮小にも寄与するのではないかと期待している。

- ・ 今回の実施期日の変更に関する異論はない。ただし、市町村から、他の大規模調査との調査事務の輻輳について指摘があることから、今後も関係機関において、しっかりとした調整をお願いしたい。
- ・ 国民経済計算では、今回の変更により、確報については、別途、他の統計調査のデータを利用する方向で検討している。また、確々報については、利用スケジュールに間に合うように調査実施者に配慮いただいております。国民経済計算を所管する部局としても問題ないとする。
- ・ 実施期日の変更については、本部会においては、適当と判断する。

## (2) 調査事項－1【消費税の取扱い】

- ・ 消費税の税込み・税抜きどちらでも記入できるようになることは、報告者負担軽減の観点からも好ましいことであり、今回の変更は妥当だと思う。なお、中小企業については多くが税込みで会計処理していると思っていたが、今回示していただいたデータでは、中小企業も税抜きが大半を占めているとのことであった。このような状況や、そもそも消費税が最終消費の段階で課税されることを踏まえると、個人的には、税込みではなく、税抜きで統一集計の方が本来は適切かもしれないとの印象を持った。
- ・ 今回の変更自体に異論はないものの、説明資料にある企業ヒアリング等は、対象とした小規模事業者の割合が低いのではないかとと思われる。本当に中小企業でも税抜きが大半を占めると言っても良いのかは議論の余地があると思う。
- ・ 原則税込みで集計処理するのが適当かどうかという点については、別の場で検討されることになると思う。今回の消費税の取扱いについては、本部会においては、適当と判断する。

## (3) 調査事項－2【労働者区分】

- ・ 今回の変更内容については、ガイドラインに沿ったものであり、特段問題は無いと思われる。ただし、今回の変更事項ではないが、出向・派遣受入者数については、本調査が経済センサス - 活動調査の中間年に実施する調査であるという整理がある中、経済センサス - 活動調査年と少し異なった定義で把握するとことに問題は無いのか。  
⇒ 今回の資料で掲げた出向・派遣受入者数の数値の推移を見る限りでは、定義が異なることによる影響は少ないと考えており、そういった意味で、特段の問題は無いと思われる。
- ・ 資料では、経済センサス - 活動調査と前後の年の工業統計調査の数値のズレが約 0.3 ポイントあるが、これは定義の違いによる影響と考えてよいか。

- ⇒ 工業統計調査と経済センサス-活動調査の調査手法が異なることを踏まえると、数値のズレは、定義の違いによる影響だけとは言い切れず、それ以外の要因も十分に加味して考える必要がある。
- ・ 今回示していただいている数字はあくまでも産業全体の数字だと思う。産業別に数字を見た場合には、もっと大きな乖離が出ることも考えられると思うがいかがか。
  - ⇒ 御指摘のとおり、一般的に区分が細くなればなるほど数値が大きくなると考えられ、毎年の工業統計の数字を比較しても大きなばらつきがあると思う。
- ・ 定義が異なっても数字のズレが少なく、時系列比較で問題が無いというのであれば、逆に経済センサス-活動調査に合わせてもよいと考えられるが、いかがか。
  - ⇒ 大きな政府方針として、調査項目は経済センサス-活動調査に合わせるべしということが整理されているのであれば、それに従うが、そういったものがない現状において、個々の調査の目的等を重視し、このままの整理とさせていただきたい。
- ・ 今回の変更内容そのものについては、おおむね適当である。一方、関連した事項として議論した「出向・派遣受入者数」の把握範囲については、経済センサス-活動調査実施年を含めた時系列と、工業統計調査単独の時系列のいずれを重視すべきという考え方があると思う。調査実施者としても、今後の変更余地を排除していないことから、将来に向けた課題の一つと整理することとしたい。

#### (4) 臨時雇用者男女別内訳の削除

- ・ 従業者全体に占める臨時雇用者の割合が少ないことは理解できる。また、製造業単独の臨時雇用者男女別内訳に特化した研究というのもあまり聞かないし、この項目について二次利用申請もほとんど無いということを踏まえれば、利活用ニーズは低いと言っても良いと思う。
- ・ 例えば、ウェブページ上にある臨時雇用者男女別のデータが掲載されている統計表のダウンロード数などを示すことはできるか。
  - ⇒ 産業編全体の統計表のダウンロード実績は提出可能だが、臨時雇用者男女別のデータ単独の統計表というものが無いため、この実績を提示することは難しい。
- ・ 以前、このデータを利用したこともあったが、非常にブレが大きいように感じていて、個人的には統計的な価値は低いと思う。ただし、今回の調査項目の削除に係る判断根拠は、Webアンケートやヒアリング等になっており、この結果にバイアスがかかっていないことについては丁寧に説明することが必要と考える。
- ・ 統計調査における男女別データの充実という方針は承知しているが、該当数が小さく、利用ニーズも低調であることも踏まえると、本項目のデータが、男女共同参画の進展状況の確認に直接使われるわけでもないと考えられるし、この方針を、本項目についてまで厳格に適用しなければならない必要があるのかという思いはある。
  - 一方で、統計委員会において疑義が示されていることもあり、取扱いについては丁寧な報告が必要と考えている。したがって、説得力のある材料を準備して丁寧に説明できるような整理をお願いしたく、次回部会審議に向けて整理いただきたい。
- ・ ジェンダー統計の整備については、内閣府男女共同参画局が中心となり、別途閣議決定の中で、更なる充実を求められているという現状がある。今回の変更は、他の統計調

査にも影響を及ぼす可能性があり、内閣府男女共同参画局には別途確認していただきたい。

⇒ 了解した。

- ・ WEB調査で回答が得られた1537社のうち、回答が困難としているのは87社(5.6%)にとどまっており、これを記入困難の根拠とすることには無理がある。把握することが困難な理由について、再整理いただきたい。
- ・ 今回の変更については、削除するに当たっての合理的な理由を再度整理いただいた上で、次回部会において判断したい。

#### (5) リース契約額の削除

- ・ 会計基準の変更により、これまで、リース契約額に記入されていた数字が有形固定資産に移ったとのことであれば、当該変更年度において、有形固定資産の額もある程度変動したものと史料される。このデータについて、会計基準変更の前後での変化が分かるような形で提出いただきたい。

⇒ 次回部会までに整理する。

- ・ リース取引の項目を完全に削除して、付加価値額の算出に影響がないのか。

⇒ 本調査項目を付加価値額の計算においては使用していない。

#### (6) 品目別在庫額の削除

- ・ 産業連関表の品目別在庫純増の推計においては3つの手法が採られるとのことだが、これら手法の優先順位や、産業連関表の品目別推計で用いられている各手法の採用割合といった量的なデータを整理いただきたい。また、今回の説明は、産業連関表の基本表の推計に係るものと思うが、産業連関表の延長表への影響はどうなっているのか。

⇒ 当方は産業連関表の直接の担当ではないため、当方だけでは御指摘に答えられる範囲に限界がある。よって、産業連関表担当にも確認したい。

- ・ 個人的に、生産額と出荷額を分析する上で、在庫額が必要であるため、本調査項目を使った経験があり、今回の削除の議論はしっかりとやりたいと考えている。調査実施者の説明にもあったように、本調査項目が事業者には相当な記入負担があるのであれば、削除はやむを得ないとも思われるが、これまでの調査における本調査項目の記入状況について報告してもらいたい。

⇒ 了解した。

- ・ 「在庫は棚卸が終わらないと数値を出せない」との指摘があるとの説明があったが、今回、調査期日に変更されることから、問題は解消されるのではないかと。

## 6 その他

次回は、平成27年11月30日(月)16時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。